

7 川 監 公 第 5 号

令和7年6月30日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年10月10日付け6川監公第11号で公表した監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

同 雨 笠 裕 治

同 浜 田 昌 利

7 川総コ第 1 9 号

令和 7 年 4 月 3 0 日

川崎市監査委員	大	村	研	一	様
同	川	上	善	行	様
同	石	田	康	博	様
同	かわの	忠	正	様	

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 6 年 1 0 月 1 0 日付け 6 川監報第 5 号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和6年度第1回定期（工事）監査の結果に対する措置状況

（1）高所作業時の安全対策に関する受注者への指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

多摩区内一級河川多摩川他水位計設備改良工事は、多摩川他河川の水位計及び水位表示器盤の改良を行うものであり、中原区内都市計画道路東京丸子横浜線（上丸子^こ跨線部）道路築造（その5）工事は、道路の改良、橋梁^{りょう}の改修及び車道の4車線化を行うものである。

高所作業時の安全対策については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第519条によると、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならない、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、これらの工事における高所作業時の安全対策について見たところ、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある高さが2メートル以上の箇所で、墜落防止措置が適切にとられていない状況が認められた。

高所作業時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、受注者に対して墜落防止措置の徹底を指導されたい。

[措置の内容]

指摘事項については、監督員に対して局内研修や所属内会議、定期的に開催される設計積算者研修会で高所作業時の安全対策の周知及び再発防止の徹底を図るとともに、受注者に対して高所作業時の墜落防止措置の徹底を指導してまいります。

今後は、適正な施工管理に努めます。

(工事番号 2 3) (建設緑政局道路河川整備部施設維持課)

(工事番号 2 4) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

(2) その他軽易な事項であるが改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。その概要は次のとおりである。

ア 騒音規制法に係る受注者への指導を適切に行うべきもの

騒音規制法に係る届出が適切に行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、特定建設作業を伴う工事を施工する際は、騒音規制法による届出の実施を受注者に確認することとしました。

また、各区役所道路公園センター等の関係部署の職員を含む担当国会議を開催し、関係職員に周知するとともに、設計積算者研修会で周知し再発防止を図ります。

今後は、適正な施工管理に努めます。

(工事番号 1 2 ・ 1 4) (建設緑政局緑政部みどりの保全整備課)

イ 共通仕様書に基づき十分な安全対策を行うべきもの

仕様書等に基づく交通管理者との打合せ等を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、課内会議において関係職員へ周知徹底を図るとともに、警察との打合せなどを行い、請負業者に十分な安全対策を行うよう適切に指導を行います。

今後は、適正な施工管理に努めます。

(工事番号 3 9) (港湾局川崎港管理センター整備課)

7 川教庶第 7 2 号

令和 7 年 4 月 1 5 日

川崎市監査委員	大	村	研	一	様
同	川	上	善	行	様
同	石	田	康	博	様
同	かわの	忠	正	様	

教育長 落合 隆

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 6 年 1 0 月 1 0 日付け 6 川監報第 5 号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和6年度第1回定期（工事）監査の結果に対する措置状況

（1） 積算基準について内容の確認を十分に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

工事費の積算に当たり、積算基準を正しく理解していなかった事例

〔措置の内容〕

工事費の積算に当たっては、川崎市公共建築工事積算基準等の運用（川崎市まちづくり局施設整備部）（以下「積算基準等の運用」という。）に準ずる旨及び積算基準等の運用を理解し積算を行うべく、室内の技術職員に指摘内容を個別に説明し周知徹底を図りました。

今後は適正な積算を行うよう努めてまいります。

（工事番号47・49）（教育委員会事務局教育環境整備推進室）